

平成31年3月28日

JU石川AA ご利用代表者様

JU石川オートオークション会場

【JU石川オートオークション規約改正のお知らせ】

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はJU石川オークションをご愛顧いただき、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、会場ヤード内における慢性的なAA車輛の搬入出混雑及び、AA業務おきまして支障が生じております。

つきましては、AA運営の最適化を図り、JU石川オートオークション規約の改正をさせていただきますので、ご案内申し上げます。

改正内容をご理解の上、オークションへのご参加を賜りたく存じます。

今後とも、より一層のご愛顧をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

【改正箇所】

JU石川オートオークション規約 第5章

第7条（長期残留車及び放置車輛の罰則と強制処分について）第2項

『条文抜粋』

第1項が遵守されない場合は長期残留車として下記のペナルティを科すものとする。

*最終出品開催日から 9日以上搬出されなかった場合 5,000円/1台

*以降7日毎につき 10,000円/1台

※上記、下線部分のペナルティ加算日を改正、当該開催日の翌週、金曜日からペナルティの対象となりますので、ご注意ください。

(第1項条文)

流れ車輛及び落札車輛で次回再出品しない車輛は木曜日17時までに搬出するものとする。

【運用開始】

平成31年4月3日(水曜日)開催

第1535回 新年度スタートオークションの出品車輛より適用致します。

以上